

# 特定退職金共済制度

ご加入  
増口のお  
すすめ



## 【新企業年金保険】

「賃金の支払確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)に基づき、52年4月1日より、事業主は、退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得て実施しており、従業員の確保と定着化を図り、事業所経営が発展されることを目的に運営しています。

### 個人情報取扱いについてのお知らせ

特定退職金制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①被共済者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から特定退職金共済団体に提供されます。
- ②特定退職金共済団体は、共済契約者より提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、特定退職金共済事業の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険を引き受けるアクサ生命保険株式会社(当該保険契約の事務幹事会社。以下「アクサ生命」という)およびその他の引き受け保険会社(以下「共同取扱会社」という)に提供します。
- ③アクサ生命および共同取扱会社は、特定退職金共済団体から提供を受けた共済契約者ならびに被共済者の個人情報を保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、関連会社・提供会社を含む各商品・サービスのご案内、提供、ご契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関連付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、特定退職金共済団体をはじめ共済契約者、ならびに共同取扱会社に対し上記目的の範囲内で個人情報を提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き特定退職金共済団体、共同取扱会社においてそれぞれ②③に準じ個人情報取扱われます。
- ⑤新企業年金保険契約の共同取扱会社が変更される場合は、共済契約者および被共済者の個人情報が変更後の生命保険会社に提供され引き継がれます。



## 制度の特色

毎月定額の掛金で将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。

掛金は1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。  
(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)

退職一時金は退職所得控除の対象です。  
(所得税法第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)

中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。  
(ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません)

公共工事入札(建設業関係)に係る経営事項審査の加点対象制度です。

中小企業退職金共済制度ならびに他の特定退職金共済制度との通算をすることができます。  
退職金の通算をする場合は、退職前に必ず当商工会議所へご相談ください。

新規加入事業所に限り、過去勤務期間通算の取り扱いができます。

## 加入

### 加入できる事業所

当会議所の地区内にある事業所であれば、事業主が従業員を誰でも加入させることができます。

### 加入手続き

事業所[共済契約者]が、対象となる従業員を被共済者として、所定の加入申込書により当商工会議所にお申し込みください。

### 加入にあたって(任意包括加入)

この制度へ加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。ただし、加入できる従業員は満15歳以上85歳未満に限ります。また加入時に、従業員の同意を得てください。

### 効力発生日

月末までにお申し込みをいただいた分について、翌々月の1日から効力が発生します。

個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族、法人役員(使用人兼務役員を除く)は、この制度に加入できません。

なお、次のような方は加入させなくてもさしつかえありません。

### 被共済者証の発行

被共済者に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

\* 期間を定めて雇われている者 \* 非常勤の者 \* 休職中の者

\* パートタイマーのように労働時間の特に短い者

\* 試用期間中の者 \* 季節的な仕事のため雇われている者

## 掛金

### 掛金は全額事業所負担です

掛金は、毎月22日にご指定の金融機関の預金口座振替によって納付していただきます。掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、いかなる理由があっても事業所に対して返還されません。

### 基本掛金月額

従業員1人につき1口1,000円で、最高30口30,000円まで加入できます。ご加入後であっても、30口を限度として口数を増加することができます。

### 掛金の運用

納付いただいた掛金から制度の運営に必要な事務経費(1口につき月額40円)を控除して、当商工会議所がアクサ生命保険(株)を幹事会社として締結した新企業年金保険契約にもとづき委託します。

## 給付金



### 給付金の請求

給付金は、当商工会議所に備付けの書類によって請求してください。

(退職日から給付までに2~3週間ほどかかります。書類の提出は早めをお願いします。)

### 給付金の受取人

給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。

**いかなる理由があっても(懲戒解雇の場合を含む)、事業所に対して給付金のお支払いはできません。**(所得税法施行令第73条)

なお、加入従業員(被共済者)が死亡された場合は労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。

### 給付金の種類

この制度の給付金は次のいずれかとなります。

#### 【退職一時金】

加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職一時金が支払われます。

#### 【遺族一時金】

加入従業員(被共済者)が死亡したときには、退職一時金に加入人口数1口あたり10,000円を加えた遺族一時金が遺族に対して支払われます。

#### 【退職年金】

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。

退職年金は、年4回、3か月ごとにお支払します。ただし、年金月額が10,000円未満の場合は一時金でお支払いします。なお、退職年金の受給中に死亡されたときは、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未払い年金の年金原価相当額を一時金でお支払いします。

## 給付金額

### 退職一時金、遺族給付金および退職年金月額表

(掛金月額 1口 1,000円について)

(単位:円)

加入年数	掛金累計	退職一時金	遺族一時金	年金月額	加入年数	掛金累計	退職一時金	遺族一時金	年金月額
1	12,000	11,340	21,340		12	144,000	143,830	153,830	1,247
2	24,000	22,790	32,790		13	156,000	156,610	166,610	1,358
3	36,000	34,360	44,360		14	168,000	169,520	179,520	1,470
4	48,000	46,040	56,040		15	180,000	182,550	192,550	1,582
5	60,000	57,850	67,850		16	192,000	195,720	205,720	1,697
6	72,000	69,770	79,770		17	204,000	209,020	219,020	1,812
7	84,000	81,800	91,800		18	216,000	222,450	232,450	1,928
8	96,000	93,960	103,960		19	228,000	236,010	246,010	2,046
9	108,000	106,240	116,240		20	240,000	249,710	259,710	2,164
10	120,000	118,650	128,650	1,029	25	300,000	320,300	330,300	2,776
11	132,000	131,180	141,180	1,137	30	360,000	394,490	404,490	3,419

注) 1.年の途中で退職されたときの退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。

2.給付金額は平成25年9月1日改訂実施の静岡商工会議所特定退職金共済制度規則に基づくものですが、経済変動や委託保険会社・委託割合の変更等により将来変更されることがあります。

## 解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金(退職一時金と同額)を加入従業員(被共済者)にお支払いします。なお解約には、加入従業員(被共済者)全員の同意を得てください。

## 税務上の取扱い

※記載の税務取扱いは、2020年9月現在の税制に基づくものです。

### 掛金

事業所が負担した掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。  
(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)

### 退職一時金

加入従業員(被共済者)が受取る退職一時金は退職所得となります。  
(所得税法施行令第72条)

### 遺族一時金

死亡退職金とみなされ相続税の対象となります。  
(所得税法第9条第1項第15号、相続税法第3条・第12条、相続税法施行令第1条の2)

### 退職年金

雑所得となりますが、公的年金等控除制度が適用されます。  
(所得税法第35条、所得税法施行令第82条の2)

### 解約手当金

一時所得となります。  
(所得税法施行令第76条)

## 過去勤務期間通算制度

※新規加入事業所のみ取扱い

加入従業員(被共済者)の過去勤務期間を通算することで、さらに充実した退職金制度が確立できます。  
過去勤務掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。

### 過去勤務通算期間の設定

入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務期間」として従業員ごとに設定してください。10年を限度として、1年未満は切捨てます。

### 過去勤務掛金と払込期間

過去勤務掛金は加入従業員(被共済者)の通算期間、過去勤務口数および払込期間により計算されます。

払込期間は過去勤務通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が5年以上の場合は5年とします。

### 過去勤務口数の決定

過去勤務口数は、基本掛金口数の範囲内とし、30口を限度とします。

(過去勤務口数 1口について)

通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
払込期間	1年	2年	3年	4年	5年					
掛金	1,010円	1,020円	1,030円	1,040円	1,050円	1,270円	1,490円	1,710円	1,930円	2,160円

## 委託保険会社および委託割合

(平成26年9月1日付の委託保険会社と委託割合)

(事務幹事会社) アクサ生命保険株式会社(51.0%) 太陽生命保険株式会社(45.0%) 大樹生命保険株式会社(4.0)

この制度は静岡商工会議所が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営されています。

### 掛金取扱金融機関

静岡銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、清水銀行、スルガ銀行、島田掛川信用金庫、静岡中央銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行

### 契約の解除

次の事項に該当する場合、当商工会議所は、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- ◇共済契約者が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ◇被共済者(加入事業所の従業員)が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ◇その他特定退職金共済規則に定める解除事由に該当したとき

### この制度についてのお問い合わせ

<特定退職金共済団体> **静岡商工会議所**

#### 静岡事務所

〒420-0851  
静岡市葵区黒金町20番地の8  
TEL054-253-5112

#### 清水事務所

〒424-0821  
静岡市清水区相生町6番17号  
TEL054-353-3401

※当商工会議所は所得税法施行令第73条に基づき  
所轄税務署から承認された特定退職金共済団体です。

担当会社・推進員名